

上半期記帳点検を実施します!!

当会では、確定申告期間の円滑化の取り組みとして、上半期（1～6月分）の記帳点検の特別強化期間を定めることに致しました。

実際に記帳（入力）をしていても、内容に間違いがあるとスムーズに正しい申告はできません。

心当たりのある方は、積極的に確認を受けましょう。

チェック内容

必要経費へ算入するものの分別ができていないか
それぞれの帳簿残高が実際のものに合っているか
課税区分の確認（消費税申告がある方）



年間の流れ

作業	内容	相談時期
日々	記帳・集計 会計ソフトの導入 青色申告特別控除 65万円の適用	4～9月
	記帳点検特別強化期間	7～8月
年に1回	決算準備 減価償却の計算	10～11月
	決算 確定申告	1～2月 2～3月

特別強化期間

実施期間 平成29年7月11日（火）～8月31日（木）
（土日・祝日・閉所日（7/14、8/4）・
夏期休暇（8/11～16）を除く。）

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

持参する物

帳簿、月別集計表・集計表(ブルーリターン Aの方はデータ又はパソコン)
事業で使用している預金通帳、売上・仕入関係の書類等
今年購入した10万円以上の資産(リースを含む)の金額や明細がわかる書類
事業用借入金の返済予定表等の内容が分かる書類
源泉所得税関係の書類の控

重要

記帳相談は、9月まで!!

相談時期を過ぎますと、記帳（入力）の仕方、点検、経費になるものの分別等については、十分な対応ができかねます。早期の記帳を心がけてください。